児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

奈良県知事 山 下 真

奈良県規則第十二号

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正す

る規則

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則 (平成二十六年十二

月奈良県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

(表)

				受 給 者	香番号	疾 患	群			
			医病医療費支	給認定申請	書 (新規・					
奈	良県知事	殿					月 日			
次		曼性特定疾病医療	費の支給を申請します	<u> </u>		,				
	フリガナ					生 年 月	Ħ			
	氏 名			年 齢	歳	年	目 目			
	個人番号									
受	4	フリガナ	\							
	住 所	〒(-) 奈良県								
診		保険種別	協会健保・健保組合・	共済・国保・国保退職	・後期高齢・国保組	合・その他・生保				
者		受診者との続柄	家族 ・ 本人 (保	険種別が国保・国保組台	合の場合又は本人が被					
	加入医療 保険	被保険者証の 記号・番号	記号	番号		******				
	PURP	被保険者氏名		1						
		被保険者証 発行機関名								
※受診			┃ ┃として、受診者が加入し	ている医療保険の被保	 険者です <u>。</u>					
	フリガナ				診者との					
	氏 名			関	係	〕 父 □ 母 〕 その他()			
申	個人番号			(該当了	けるものに ☑)		ĺ			
青 者	住所 (該当するものに図)	□受診者の住所と □受診者の住所と (右に住所をご記載	:異なる 〒(ください) 奈良県)						
	電話番号	自宅			1	_				
		日中に連絡が取れる (今回の申請に関する)	重絡先) 関係 その	父 ・ 母 他() 電話番号	_	_				
該当	首する階層区分	生活保護	ෑ ・ 低所得 I ・ 低	所得Ⅱ · 一般所	得I ・ 一般所得	·Ⅱ · 上位所得				
	計者証の送付先 望するものに☑)	□申請者あて □その他(^{宛名:}	住所: 〒(—))			
	疾病名									
医療するこ	世慢性特定疾病 費の支給を開始 ことが適当と考え かれる年月日	年	□ 医療 i □ 医療 i □ に状る	欄が申請日から1か月. 意見書の受領に時間。 の悪化により、申請書 莫災害に被災したこと 也(を要したため 類の準備や提出に関	寺間を要したため				
特例 (該当の場合 ☑)		□ 重症患者認	·····································	口人	工呼吸器等装着					
		□ 高額かつ長	期	m.	友病					
□ いない □ いる (以下に氏名と受給者番号をご記載ください		載ください) ※受給者証	の写しの提出が必要で	す。						
病医療	寮費助成を受けてい		氏名	受給者	香番号					
		中のものも含む。)	氏名	受給者						
受診者を含め、同じ世帯 を受けている方はいます (該当するものに2) (申請			□ いない□ いる(以下氏名	に氏名と受給者番号をご記 受給者		の写しの提出が必要で	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
			<u></u> ける医療意見書の研究等~		保健	 所 使 用 相	閳			
	生労働大臣 殿		7 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		受付印	整理欄	49			
利 が月	私は、小児慢性特定疾病に係る医療費助成の申請に当たり、提出した医療意見書が小児慢性特定疾病等の治療研究等、小児慢性特定疾病に係る研究及び政策を立案するための基礎資料として利用されることに同意します。 □ 個人番号確認 階層区分									
	年 月	申請者	:氏名							
			面もご記入ください 】		-	D 20	他収入なし			

	指 定 医 療 機 関 名	所 在 地
受診を希望する 医 療 機 関		
│ 医療機関 │		

世帯調書

- ○住民票上の世帯全員について記載してください。
 - ※住民票が別でも同じ医療保険に加入している方が他にいる場合は、その方も記載してください。
- ○生活保護受給者の方も記載してください。

	世帯員氏名	生年月日	受診者との続柄	住民票が別の 加入医療保険種別と 受診者と 場合に○ 被保険者・被扶養者の別 者に○
1	※受診者氏名を記載してください。		受診者本人	協会健保・健保組合・共済・国保・ 国保退職・後期高齢・国保組合・ その他・生保 被保険者・ 被扶養者
2	May 1 - 5 - 1	年月日	父・母・兄・弟・姉・妹 祖父・祖母・その他()	協会健保・健保組合・共済・国保・ 国保退職・後期高齢・国保組合・ その他・生保
	個人番号		父・母・兄・弟・姉・妹 祖父・祖母・その他()	被保険者 · 被扶養者 協会健保・健保組合・共済・国保・ 国保退職・後期高齢・国保組合・
3	個人番号 -	年月日		その他・生保 被保険者・ 被扶養者
4		年月日	父・母・兄・弟・姉・妹祖父・祖母・その他()	協会健保・健保組合・共済・国保・ 国保退職・後期高齢・国保組合・ その他・生保 被保険者・ 被扶養者
_	個人番号 - -	/r	父・母・兄・弟・姉・妹祖父・祖母・その他()	放 放 放 放 放 入 食 在 放 大 食 在 放 大 食 在 上 所 国保 上 所 国保 日 保 日 保 日 保 日 保 日 保 日 保 日 保 日 保 日 休
5	個人番号 -	年月日		被保険者 被扶養者
6	個人番号 -	年 月 日	父・母・兄・弟・姉・妹祖父・祖母・その他()	協会健保・健保組合・共済・国保・ 国保退職・後期高齢・国保組合・ その他・生保 被保険者・被扶養者
7	INTERIOR STATE OF THE PROPERTY	年月日	父・母・兄・弟・姉・妹祖父・祖母・その他()	協会健保・健保組合・共済・国保・ 国保退職・後期高齢・国保組合・ その他・生保
_	個人番号 -			被保険者 · 被扶養者
8	/U 1 312 U	年月日	父・母・兄・弟・姉・妹祖父・祖母・その他()	協会健保・健保組合・共済・国保・国保退職・後期高齢・国保組合・その他・生保
9	個人番号		父・母・兄・弟・姉・妹祖父・祖母・その他()	被保険者 · 被扶養者 協会健保 · 健保組合 · 共済 · 国保 · 国保退職 · 後期高齢 · 国保組合 · 」
	個人番号 -	年 月 日		その他・生保
10		年 月 日	父・母・兄・弟・姉・妹 祖父・祖母・その他()	協会健保・健保組合・共済・国保・ 国保退職・後期高齢・国保組合・ その他・生保
	個人番号 -			被保険者 · 被扶養者

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 されている申請書は、この規則による改正後の児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病 疾病医療費の支給に関する規則 されたものとみなす。 医療費の支給に関する規則 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法に基づく小児慢性特定 (以下「改正後の規則」という。 以下 「改正前の規則」 という。)の相当規定により提出 の規定により提出
- 3 規則の規定にかかわらず、 この規則の施行の際改正前の規則の規定による用紙で現に現存するものは、 当分の間、 所要の調整をして使用することができる。 改正後